

特殊車両指導取締の延期のお知らせ

本日、一般国道2号大門（だいもん）取締基地（上り）で予定していた特殊車両指導取締は、降雨が見込まれるため、9月29日（火）に延期することとしましたのでお知らせします。

<延期日時等>

○実施日時：**令和2年9月29日（火）9：30～11：30**

※雨天等により指導取締を中止する場合があります。

○実施場所：一般国道2号 大門（だいもん）取締基地（上り）

福山市大門町野々浜地内：別紙－1参照

○協力機関：広島県警察本部 交通部 交通機動隊

○指導取締内容：通行許可書の有無、内容確認及び車両計測等を行い、違反があれば、警告等の指導を行います。

○留意事項：取締時のカメラ取材は可能です。なお、取材に関する報道の解禁は、取締終了時間以降とさせていただきます。

※雨天等により取締を中止することがありますので、取締当日の8時30分から9時までに実施の有無について下記問い合わせ先へ確認をお願いします。

※取材される際は、事前に下記問い合わせ先【担当】へご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 桑嶋 弘志（くわじま ひろし）

【担 当】 道路管理課長 藤田 新治（ふじた しんじ）

TEL（084）923－2553（ダイヤルイン） FAX（084）923－2558

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

【広報担当窓口】 調査設計第二課長 安食 貴仁（あんじき たかひと）

TEL（084）923－2510（ダイヤルイン）

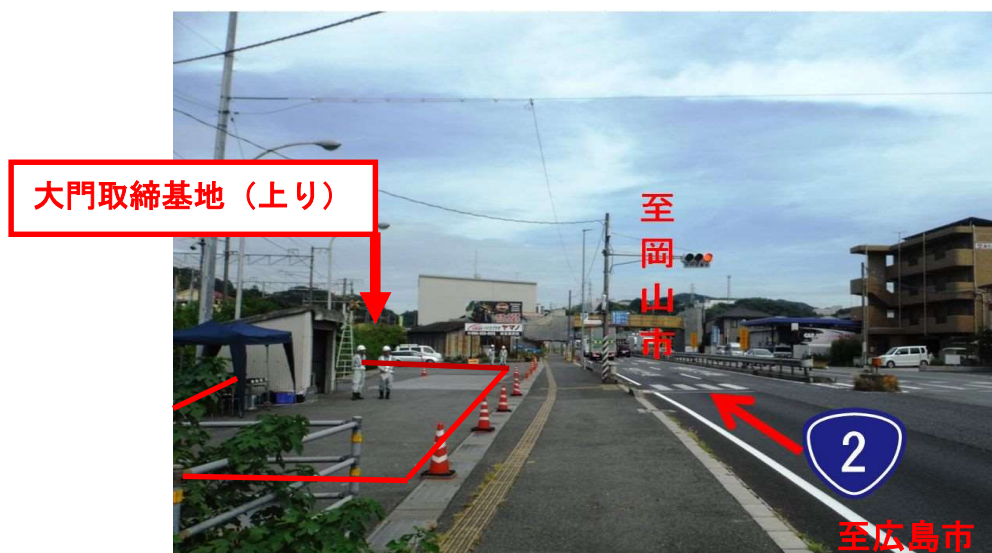
道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910

○日 時：令和２年９月２９日（火） ９：３０～１１：３０ （第６回）

○場 所：一般国道２号 大門取締基地（上り）（所在地：福山市大門町野々浜地内）



大門取締基地（上り）【写真】



※雨天等により取締を延期することがありますので、取締当日の８時３０分から９時までに実施の有無について下記連絡先へ電話確認をお願いします。

（連絡先）国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所
道路管理課 藤田 TEL（０８４）９２３－２５５３（ダイヤルイン）

<指導取締実施状況>

令和2年度取締状況（R2. 8. 31時点）

	取締回数	実施場所	取締台数	違反台数	違反内容	
					無許可	許可条件違反
上り	3回	国道2号 大門取締基地	8台	5台	4台	1台
下り	2回	国道2号 大門取締基地	6台	3台	1台	2台
計	5回		14台	8台	5台	3台

指導取締実施状況

※大門取締基地（上り）における取締状況。



車両軸長計測状況（R2. 8）



運転手への呼びかけ状況（R2. 8）

違反者への指導等

※違反者に対する指導状況（R2. 8）。



「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口で申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に出向く必要はありませんので大変便利です。



【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

中国地方整備局「特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ」

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松江 国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島 国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

特殊車両関係情報サイト

提 供 内 容	提供者	U R L
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html
全 国 の 道 路 規 制 情 報	特車運用事務局	http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html
各 県 ・ 政 令 市 等 の 窓 口	特車運用事務局	http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00C00012.html

荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?
道路法に基づき定められた
必要な手続きです



【道路法・道路構造令】

- 

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- ## 道路の規格を超える車両が存在する

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!

軸重が制限(10t)
2割超過(12t)



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約3台分の疲労が蓄積されることとなります。

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



	道路の構造による限度 (車両別限定等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行（連結・積載）状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどこれを超えます。	自動車単体で12m ※1車体1台での、トラクタとトレーラは別扱いとなります。（それぞれが12mまで）	規定なし。 ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m （一部道路では4.1m）	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m （一部道路では4.1m）
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に 応じて最大25t）	原則20t ただし自動車 の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載重 を超えて積載してはならない （過積載）
軸重 (※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

トラッククレーン

※一次分解が必要になる場合があります。

車検場に記載された重量で走行しなければなりません。

↓ 分解



あおり型セミトレーラ

海上コンテナ用セミトレーラ



船底型セミトレーラタイプ2

ポールトレーラ

区分	重要点についての特典	方法についての特典
A	先行者の特別の条件を付さない。	先行者の特別の条件を付さない。
B	先行者および後行者に条件とする。	先行者を条件とする。
C	先行、進行禁止および当該車線の前後に誘導車を配置することと条件とする。	先行および当該車線の前後に誘導車を配置することと条件とする。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

➡ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

【図 道路橋の劣化に与える影響】



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあつては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等